

過去勤務期間通算の概要

○過去勤務期間の通算とは何ですか？

事業主が初めて中小企業退職金共済（以下「中退共」）の退職金共済契約（以下「本契約」）加入申込時に既に**1年以上勤務している従業員**について、事業主の申出により**加入申込前の勤務期間（1年未満の月数は切り捨て）**を通算することができます。

○通算できる過去勤務期間に決まりはありますか？

各従業員の**採用日から本契約の契約成立年月日の前日までの継続して雇用された期間**（試みの雇用期間や休職の期間は過去勤務期間から除くことができます。）で、この期間が10年を超える場合は**10年を限度**として通算されます。過去勤務期間は**年単位で1年未満の端数は切り捨てます**。

※小規模企業共済の共済契約者であった期間は、過去勤務期間の対象から必ず除外してください。

例1) 加入前の勤続年数が3年11か月 ⇒ 過去勤務期間は最長3年まで

例2) 加入前の勤続年数が0年11か月 ⇒ 過去勤務期間は0年（通算できません）

○過去勤務掛金の納付方法はどのようになりますか？

過去勤務掛金の納付は5年(60月)を限度とし、過去勤務期間に応じた納付期間が次のように決まっています。なお、過去勤務掛金の納付期間の間は、**本契約掛金と過去勤務掛金を合わせて毎月納付**していただきます。

※過去勤務掛金を一括で納付することはできません。

過去勤務期間	1年	2年	3年	4年	5年～10年
納付期間	12月	24月	36月	48月	60月

○過去勤務通算月額とは何ですか？

過去勤務期間の間に掛金を納付されていたものとして本契約と通算するための基礎となる**掛金月額**です。右表から**本契約申込時における従業員ごとの掛金月額を超えない額（同額かそれ以下）**で決定していただきます。

なお、短時間労働者（過去勤務期間通算申出確認書の個人番号欄に「P」の表示がある方）については、特例掛金（2,000円、3,000円、4,000円）からも選択できます。

例 本契約申込時掛金月額（加入時）8,000円 ⇒ 過去勤務通算月額は、5,000円～8,000円から選択

※一度決定した金額を変更することはできません。

○過去勤務掛金月額とは何ですか？

過去勤務期間を通算するため、**本契約成立後に毎月実際に納付していただく掛金月額**です。（過去に納めるべき掛金を将来にわたって納付することとなるため、過去の利息分を含んだ金額となります。）

過去勤務掛金月額は右表のとおりです。

※一度決定した金額を変更することはできません。

過去勤務掛金月額表

（単位：円）

過去勤務通算月額 過去勤務期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
(1,000円当たり)	(1,010)	(1,020)	(1,030)	(1,040)	(1,050)	(1,270)	(1,490)	(1,720)	(1,940)	(2,180)
(P)2,000	2,020	2,040	2,060	2,080	2,100	2,540	2,980	3,440	3,880	4,360
(P)3,000	3,030	3,060	3,090	3,120	3,150	3,810	4,470	5,160	5,820	6,540
(P)4,000	4,040	4,080	4,120	4,160	4,200	5,080	5,960	6,880	7,760	8,720
5,000	5,050	5,100	5,150	5,200	5,250	6,350	7,450	8,600	9,700	10,900
6,000	6,060	6,120	6,180	6,240	6,300	7,620	8,940	10,320	11,640	13,080
7,000	7,070	7,140	7,210	7,280	7,350	8,890	10,430	12,040	13,580	15,260
8,000	8,080	8,160	8,240	8,320	8,400	10,160	11,920	13,760	15,520	17,440
9,000	9,090	9,180	9,270	9,360	9,450	11,430	13,410	15,480	17,460	19,620
10,000	10,100	10,200	10,300	10,400	10,500	12,700	14,900	17,200	19,400	21,800
12,000	12,120	12,240	12,360	12,480	12,600	15,240	17,880	20,640	23,280	26,160
14,000	14,140	14,280	14,420	14,560	14,700	17,780	20,860	24,080	27,160	30,520
16,000	16,160	16,320	16,480	16,640	16,800	20,320	23,840	27,520	31,040	34,880
18,000	18,180	18,360	18,540	18,720	18,900	22,860	26,820	30,960	34,920	39,240
20,000	20,200	20,400	20,600	20,800	21,000	25,400	29,800	34,400	38,800	43,600
22,000	22,220	22,440	22,660	22,880	23,100	27,940	32,780	37,840	42,680	47,960
24,000	24,240	24,480	24,720	24,960	25,200	30,480	35,760	41,280	46,560	52,320
26,000	26,260	26,520	26,780	27,040	27,300	33,020	38,740	44,720	50,440	56,680
28,000	28,280	28,560	28,840	29,120	29,400	35,560	41,720	48,160	54,320	61,040
30,000	30,300	30,600	30,900	31,200	31,500	38,100	44,700	51,600	58,200	65,400

（注）過去勤務掛金月額は、過去勤務通算月額と過去勤務期間に応じて、各年度ごとに定められた掛金率を乗じて得た額です。この表に掲げる過去勤務掛金月額は**2025(令和7)年10月1日から翌年3月31日までの契約成立年月日のものについて適用**されます。

◆ご注意◆

- 過去勤務期間の通算は、事業主が初めて中退共の退職金共済契約締結時のみ、申出が認められています。その後に加算する従業員への申出はできません。**また加入申込後に過去勤務掛金月額及び過去勤務期間を変更・取消することはできません。**
- 過去勤務掛金月額は一度設定すると納付終了まで変わることはありません。
- 過去勤務掛金納付期間終了前に退職した場合は、過去勤務期間の通算はされません。この場合の退職金額の計算方法は**掛金のみで計算した退職金額 + 過去勤務掛金の納付総額**です。納付月数が11月以下の場合であっても過去勤務掛金の納付総額相当は退職金としてお支払いします。
- 過去勤務掛金を継続して12月納付しなかった場合は、「納付停止」となり、そのとき以後、過去勤務掛金を納付することはできません。
- 次に該当する従業員は、過去勤務期間の通算申出ができません。
 - イ 他企業からの掛金納付月数通算・契約継続を申し出する従業員。
 - ロ 特定業種（建設業・清酒製造業・林業）退職金共済からの移動通算を希望する従業員。
 - ハ 存続厚生年金基金解散以後に中退共に加入し、解散存続厚生年金基金から資産移換を希望する従業員。
 - ニ 特定退職金共済事業廃止日と同日に中退共に加入し、特定退職金共済事業廃止団体から資産移換を申し出する従業員。
 - ホ 企業年金（確定給付企業年金又は企業型確定拠出年金）実施事業所との合併等以後に中退共に加入し、企業年金から資産移換を申し出する従業員。

※イ及びロについて、企業間通算・共済間移動通算を申し出る場合は、ホームページ等をご参照のうえ、別途所定のお手続きをしてください。

※ハ、ニ及びホについて、過去勤務期間の通算申出をした従業員は、解散存続厚生年金基金、事業廃止した特定退職金共済又は企業年金からの資産移換申出をすることができません。